



平成24年度管内概要

福島県県北建設事務所

「人」と 「文化息づく 自然」 のハーモニー いきいき未来

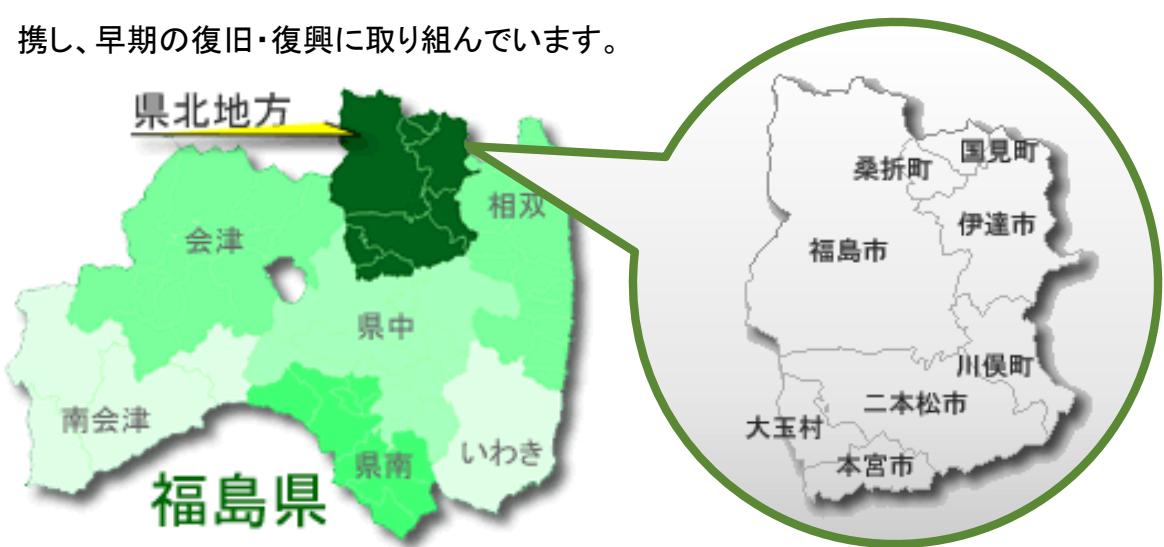


目次

1 管内の概況	4
2 事業概要	
(1)事業の進め方	6
(2)道路	8
(3)河川	11
(4)砂防	13
(5)公園	15
(6)地域づくり	16
(7)福島都市圏総合都市交通体系調査	18
(8)建築住宅	19
(9)維持管理	22
(10)許認可	27
3 行政資料	
(1)内部組織	29
(2)事業方針	30
(3)予算の状況	32
(4)管内市町村の概要	33
(5)事務所スタンダード	34
(6)その他	35

1 管内の概況

- ▶ 県北建設事務所の管轄エリアは、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡の4市3町1村の8市町村からなり、中通りの北部に位置しています。
- ▶ 面積は、1,753km²で県土面積の12.7%を占めており、人口は約49万人で県人口の24.6%となっています。
- ▶ 地形的には、西に磐梯朝日国立公園の一角をなす安達太良連邦の山々が連なる奥羽山脈、東には阿武隈高地、その間には阿武隈川流域の信達平野(福島盆地)と3つの地域から形成されており、多様な自然に恵まれ、果物の豊富な産地となっています。
- ▶ 福島市を中心に行政機能、教育、文化、医療などの都市機能の集積が進んでおり、本県の政治、経済、文化の中心的役割を担っている。他に東北自動車道、東北新幹線、山形新幹線などの高速交通網の整備により、首都圏や隣接する宮城県・山形県と短時間で結ばれ、国道115号相馬福島道路の整備による相双地域との連携強化や、東北中央道(福島～米沢)の整備による山形県との連携強化も期待されています。
- ▶ 東日本大震災(平成23年3月11日)による被災額は県と管内市町村を合わせ約69億円、台風15号(平成23年9月19日～22日)による被災額は約5.6億円であり、国及び市町村と連携し、早期の復旧・復興に取り組んでいます。



1 管内の概況

管理施設等	概要						
道路	<ul style="list-style-type: none"> ● 県管理道路 <ul style="list-style-type: none"> 一般国道 : 5路線 主要地方道 : 17路線 一般県道 : 60路線 計82路線 L=875. 7km(改良率:77. 4%, 舗装率:96. 9%) ● 交通不能区間: 4路線4箇所(L=6. 9km) ● 冬季交通不能区間: 4路線5箇所(L=33. 3km) ● 異常気象時通行規制区間: 11路線15箇所(L=105. 0km) ● 特殊通行規制区間: 4路線7箇所(L=23. 3km) 						
河川	<ul style="list-style-type: none"> ● 阿武隈川水系 : 一級河川 88河川 ● 指定区間延長 : L=608. 8km ● 要改修区間 : L=382. 8km ● 改修済延長(改修率): L=187. 8km(49. 1%) 						
砂防	<ul style="list-style-type: none"> ● 土砂災害危険渓流(945渓流) <table> <tr> <td>I類 : 357渓流</td> <td>うち要対策箇所: 346箇所</td> </tr> <tr> <td>II類 : 571渓流</td> <td>概成箇所 : 42箇所</td> </tr> <tr> <td>その他: 17渓流</td> <td>整備率 : 12. 1%</td> </tr> </table> ● 砂防指定地: 184箇所 ● 砂防えん堤: 130基 	I類 : 357渓流	うち要対策箇所: 346箇所	II類 : 571渓流	概成箇所 : 42箇所	その他: 17渓流	整備率 : 12. 1%
I類 : 357渓流	うち要対策箇所: 346箇所						
II類 : 571渓流	概成箇所 : 42箇所						
その他: 17渓流	整備率 : 12. 1%						
地すべり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地すべり危険箇所: 15箇所 うち概成箇所: 5箇所, 整備率33. 3% ● 地すべり区域: 7箇所, 面積140. 04ha 						
急傾斜地	<ul style="list-style-type: none"> ● 急傾斜地崩壊危険箇所(688渓流) <table> <tr> <td>I類 : 202渓流</td> <td>うち要対策箇所: 177箇所</td> </tr> <tr> <td>II類 : 464渓流</td> <td>概成箇所 : 50箇所</td> </tr> <tr> <td>その他: 22渓流</td> <td>整備率 : 28. 2%</td> </tr> </table> ● 急傾斜地崩壊危険区域: 70箇所 	I類 : 202渓流	うち要対策箇所: 177箇所	II類 : 464渓流	概成箇所 : 50箇所	その他: 22渓流	整備率 : 28. 2%
I類 : 202渓流	うち要対策箇所: 177箇所						
II類 : 464渓流	概成箇所 : 50箇所						
その他: 22渓流	整備率 : 28. 2%						
都市計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画区域面積: 61, 091ha ● 都市計画道路 <table> <tr> <td>決定延長 : 349. 63km</td> <td>公園名 : あづま運動公園</td> </tr> <tr> <td>改良済延長 : 209. 99km</td> <td>決定面積 : 98. 2ha</td> </tr> <tr> <td>改良率 : 60. 1%</td> <td>決定年月日 : 平成4年11月24日</td> </tr> </table> ● 県営都市公園 	決定延長 : 349. 63km	公園名 : あづま運動公園	改良済延長 : 209. 99km	決定面積 : 98. 2ha	改良率 : 60. 1%	決定年月日 : 平成4年11月24日
決定延長 : 349. 63km	公園名 : あづま運動公園						
改良済延長 : 209. 99km	決定面積 : 98. 2ha						
改良率 : 60. 1%	決定年月日 : 平成4年11月24日						
県営住宅・建築確認申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 県営住宅団地 <table> <tr> <td>団地数: 19箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>棟数 : 110棟</td> <td></td> </tr> <tr> <td>戸数 : 1, 843戸</td> <td></td> </tr> </table> 	団地数: 19箇所		棟数 : 110棟		戸数 : 1, 843戸	
団地数: 19箇所							
棟数 : 110棟							
戸数 : 1, 843戸							

2 事業概要

(1) 事業の進め方

▶ ●意見や要望

県民からの電話や手紙、メール、及び地元代表者などからの陳情・要望活動で寄せられる意見や要望に耳を傾けています。また、要望のあった箇所について、積極的に地域の方々と一緒に現地調査をおこないます。

▶ ●計画

地域の方々と、ワークショップや懇談会等を通じて、どのようにすれば地域にとってより良くなるのかを話し合い、対応策を考えます。

例えば、道路に関する要望の場合、その道路を新しく作り替えるのか(バイパス整備)、現在の道路を広げるのか(現道拡幅)、現在の道路を改修するのか(現道対策)等を地域の方々の意見を聞きながら検討します。

▶ ●設計

各種調査や測量を行い、あらゆる方々に使いやすいこと(ユニバーサルデザイン)や、そこに生きている動物や植物の保護・保全等を考えながら、設計を行います。

設計の内容については、事業説明会等において、地元の方々に説明を行い決定します。

▶ ●用地などの契約

設計図書を基に、現地で用地境界線や用地買収線を明らかにして、土地の権利を持つ方々と立会を行います。また、工事に支障となる建物について、立ち入り調査を行います。次に、土地や建物を所有する方々の理解を得て、工事に必要な土地の譲渡や建物の補償を行うための契約をします。

～ともに育む、風土が息づく美しい県土～



2 事業概要

(1) 事業の進め方

▶ ●工事

入りにより工事を発注して、地域の理解と協力のもとに、工事を行います。

工事中は、建設事務所の職員により、発注した施設が適切な手順で、設計どおりに作られているかを現場にて随時確認します。

工事現場には、工事名や工事概要、受注者、発注者などの情報を記載した工事看板が設置されるほか、現場責任者には腕章の装着を義務づけています。

▶ ●竣工

工事が終わり施設が完成することを竣工と呼びますが、竣工後、県の専門検査員による検査を行います。これに合格した施設について、施工業者から引き渡しを受けて、工事が完了します。

大規模な工事については、地元の方々と開通式等を行い、これまで協力して下さった地域の方々とともに完成を祝います。

▶ ●維持管理

修理や手入れをしながら、施設ができるだけ長く使えるように、地域の方々と一緒に維持管理をします。

現在、『うつくしまの道、サポート制度』や、『うつくしまの川、サポート制度』によって、多くの方々とともに施設の維持管理を行っています。



(2) 道路

- ▶ ●「元気」と「きずな」が生まれる地域づくりの支援
 - ・浜通りの復興を支援する連携道路の整備、いで湯回廊や桜回廊などの地域資源を生かした観光・産業を支援する広域交流活性化のための道路の整備や元気な地域を生み出す地域づくり
 - ・県都福島市などと田園地域の一体的な地域形成のための地域間の道路網の整備
 - ・高速自動車道と地域内観光地間とのアクセス強化のための道路整備
 - ・飯坂温泉やスカイラインなどの地域資源(地域の宝)を活かした地域づくり、まちづくりを人々とともに推進
 - ・人と環境にやさしい「まちづくり」を目指した総合都市交通計画の策定
- ▶ ●「安らぎ」と「ゆとり」が持てる県民生活の確保
 - ・豪雨・地震など自然災害に強い施設整備
- ▶ ●「快適」と「やさしさ」が息づく生活環境の提供
 - ・二本松市や伊達市などの中心市街地の活性化や快適な歩行空間・渋滞解消などに資する、地域と一体となった街なか道路の整備



(2) 道路 事例紹介

- ▶ [交付金事業(道路)]

国道114号

小綱木バイパス

[川俣町]

L=2,620m

W=6.0(10.0)m

- ▶ 写真は小綱木トンネルの様子



- ▶ [市町村合併支援道路整備(補助)]

靈山松川線

逢隈橋工区

[福島市飯野町明治]

L=900m

W=6.5(10.5)m

- ▶ 写真はA1橋台完了の様子



(2) 道路 事例紹介

- ▶ [市町村合併支援道路
整備事業]
国道349号線
[伊達市梁川町柳田]
- ▶ L=208m
- ▶ W=6.0(10.0)m



- ▶ 整備完了箇所の様子

(3) 河川

- ▶ 【河川工事と土砂災害防止工事について】
(安心できる暮らし、人と自然の共生の実現のために)

- ▶ ● 河川の工事

みなさんの生命や財産を守るために、水害の危険がある河川の河積を拡大することや、堤防を築造したり、川の幅・深さを広げたりすることなどが河川の工事です。

また、河川が有している豊かな自然環境を保全・復元するために多自然型川づくりや、魚の住みやすい川づくりに取り組んでいます。

- ▶ ● 主な事業箇所

・広瀬川(伊達郡川俣町)、東根川、伝樋川(伊達市梁川町)・五百川(本宮市仁井田)などの河川改修



河川出水状況



河川改修後



(3) 河川 事例紹介

- ▶ [交付金事業(河川)]

伝樋川

[伊達市梁川町]

L= 3,400 m

- ▶ 写真は氾濫時のもの



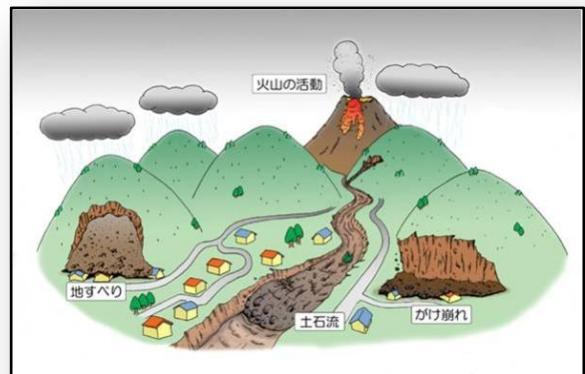
- ▶ 整備完了箇所の様子



(4) 砂防

- ▶ 【河川工事と土砂災害防止工事について】
(安心できる暮らし、人と自然の共生の実現のために)
- ▶ ● 土砂災害を防止するための工事
土石流やがけ崩れ、地滑りなどの土砂災害が発生するおそれのある箇所において、みなさんの生命や家、公共施設等を守るため、砂防ダムや擁壁工を行います。
- ▶ ● 主な事業箇所
・東八川(福島市松川町)、上ノ台(伊達郡川俣町)などの砂防施設整備

土砂災害の概念図



東北地方太平洋沖地震による地すべり状況
・高清水地区(福島市飯坂町)



(4) 砂防 事例紹介

- ▶ [交付金(砂防)]
くるみ沢
[福島市渡利]



- ▶ [交付金事業(急傾斜)]
上ノ台
[伊達郡川俣町]



(5)公園

- ▶ ●あづま総合運動公園の管理をしています
- ▶ 【あづま総合運動公園とは】
- ▶ あづま総合運動公園は、広域都市公園として昭和42年に明治百年記念事業の一つとして計画されたのが始まりで、平成7年にふくしま国体のメイン会場として使用されたあづま陸上競技場をはじめ、あづま総合体育館、あづま球場等のスポーツ施設のほか、サイクルスポーツ広場、トリムの森等のレクリエーション施設があり、人々の心身のリフレッシュや健康づくりに応えるための様々な施設が整備されています。
- ▶ 県北建設事務所では、利用者が快適にスポーツや散歩ができるよう にスポーツ施設やレクリエーション施設の修繕及び維持管理を行っています。



(※公園の運営と日常管理は指定管理者に委託しております)

(6) 地域づくり

- ▶ ●地域づくり・まちづくりを支援しています
魅力ある地域づくりや地域の活性化を図るため、『元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業』を実施しています。
- ▶ 【『元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業』とは】
- ▶ ①地域のみなさんが主役となり、地域の歴史や文化などの地域資源を活用して、「個性と魅力ある美しい地域づくり」や「交流人口の拡大」についての施策を、地域のみなさんや市町村、関係団体等と連携しながら策定していきます。
- ▶ ②施策については、県や地域のみなさん、市町村、関係団体等が役割分担し、ソフト・ハード両面から推進することにより、地域に愛着と誇りをもち、活気のある地域社会の実現を目指します。
- ▶ ③他地区との交流・連携や他事業(サポート事業やまちづくり交付金事業等)と組み合わせにより、広域的で、より充実した地域づくりを目指します。



十綱橋ライトアップ＆まちづくり活性化支援
・福島飯坂線（福島市）

(6) 地域づくり 事例紹介

▶ ●飯坂温泉周辺地区

飯坂地区では、住民による「飯坂町周辺地域づくり協議会」を開催し、「にぎわい」と「もてなし」のまちを目指したまちづくりについて話し合いが行われています。

地域活性化に向けた取り組みを、地元や市と協働のもとました。

交差点照明の設置や側溝設置、道路路肩のカラー舗装化などの整備を行いました。



▶ ●桑折町周辺地区(羽州奥州街道)

桑折町の羽州・奥州街道分岐点を、地元の方々と一緒に「元気ふくしま、地域づくり・交流促進事業」により復元しました。

平成19年度には、「手づくり郷土賞」を受賞し、多くの人々が訪れています。

現在は、同じ羽州街道の国見町小坂地区と併せて、地域づくりを進めています。

旧伊達郡役所前の電線共同溝整備や産ヶ沢の親水公園整備を進めています。



▶ ●岳温泉地区

平成18年度から「地域づくり懇談会」を開催し、地元の方々との意見交換を通して、岳温泉の活性化について話し合いを続けています。

この取り組みにより、地元の要望であった国道459号の歩道設置工事を実施しています。



(7) 福島都市圏 総合都市交通体系調査

- ▶ ●福島都市圏の将来の都市交通を検討しています。
- ▶ 【概要】
 - ▶ 福島都市圏(福島市・二本松市・伊達市・桑折町・国見町・川俣町－6市町)総合都市交通体系調査により、都市交通マスターplanを策定します。
- ▶ 【目的】
 - ▶ 福島県が掲げる「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」、「環境負荷の少ない持続可能なまちづくり」を実現するため、総合的な都市交通計画の策定を目指しています。
- ▶ 【平成22年度】
 - ▶ ○都市交通の改善を検討するための基礎となる、現況把握調査を行いました。
 - ▶ 1. 交通実態調査(パーソントリップ調査)
 - ▶ 2. 交通に対する意識調査
- ▶ 【平成23年度】
 - ▶ ○平成22年度に実施した各種調査結果の分析を行いました。
 - ▶ 1. 調査結果を踏まえた現況分析
 - ▶ 2. 都市交通マスターplan(素案)の策定
- ▶ 【平成24年度】
 - ▶ ①都市交通マスターplanの策定(総合的な都市交通計画)を行います。
 - ▶ 1. 「広域的な公共交通の再編・連携」
 - ▶ 2. 「歩道・自転車道等の確保」
 - ▶ 3. 「観光地の交通アクセス強化」
 - ▶ ②実現化方策の策定

福島パーソントリップ イメージキャラクター



(8) 建築住宅

- ▶ ●公共の施設や県営住宅の建設・維持管理をしています
- ▶ 【地域のシンボルとして親しまれる校舎や交番をつくっています】

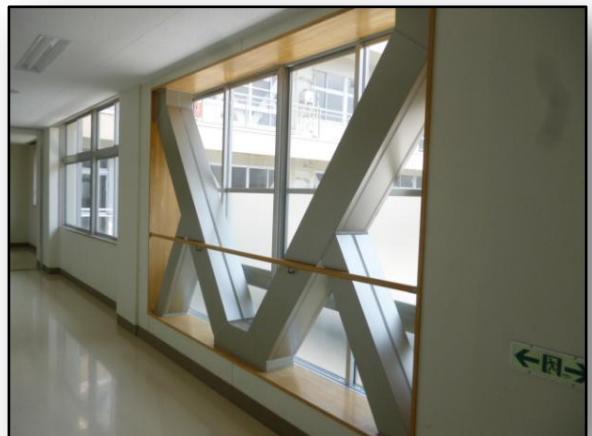
経年劣化による老朽化や教育課程の変更などを受け、新しい校舎の建設を実施しています。また、警察官が地域の安全と平穏を確保するために、駐在所などの建設を実施しています。
- ▶ 【誰もが安全で使い易い建物にするために段差をなくしたり手すりをつけたりしています】

多くの様々な人が利用する公共建築物において、「ある特定の人のための特別な配慮」というバリアフリーの考え方を一步進めたユニバーサルデザインの考え方をできるところから、スピード感を持って取り組んでいます。
- ▶ 【地震の時に建物が安全か、学校などの公共建築物の耐震化工事をしています】

近年、各地を襲った震災は、平成7年1月に発生した兵庫県南部地震をはじめとして、新潟県中越地震、福岡県地震、新潟中越沖地震など多くの地震が発生しています。

そして平成23年3月11日には、M9.0という1,000年に1度といわれるほどの大規模な東北地方太平洋沖地震が発生。この地震により数多くの建物が倒壊し、たくさんの人たちが避難生活を余儀なくされました。

公共建築物は、避難施設として重要な役割を担っており、大災害に備えて耐震補強工事を行っています。



福島商業高校（福島市）

(8) 建築住宅

▶ 【みんなの生命・健康・財産・安全を守るため】

みんなの生命、健康および財産の保護を図るとともに、建築物を利用する人の安全を守るために、以下の業務を行っています。

▶ ①建築物の検査

建築物が完成した時の検査は基より、共同住宅等で一定規模以上のものについては、完成後に見えなくなる構造部分等を確認するため、中間検査を行っています。



①

▶ ②違反建築の取り締まり

違反行為の未然防止や改善を図るため、関係市町村との連携による定期パトロールを実施するとともに、必要な改善指導を行っています。



②

▶ ③建築物の立入調査

不特定多数の人が利用する建築物に対して、関係消防署と合同で立入調査を行い、維持管理に関する改善指導を行ったり、建築物や建築設備に関する各種相談に対応しています。



③

▶ ④適正な廃棄物処理の誘導

建築工事等から発生する資材の再資源化等を促進し、環境の保全を図るため、解体工事等の内容について報告を受けたり、定期的なパトロール等を実施しています。



④

(8) 建築住宅

- ▶ ●建築物に関する申請、届出、相談を受けています
- ▶ 【主な申請・届出等】
 - ▶ ①「建築基準法」に基づく各種手続(建築確認・中間検査・完了検査・定期報告等)
建築物等を建築する場合に事前に内容を審査するとともに、建築工事の中間や完成時の検査等を行っています。
また、不特定多数の人が使用する一定規模以上の建築物や建築設備については、所有者に定期的な報告を求め、維持管理等の適正等を審査しています。
 - ▶ ②「ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく届出
不特定多数の人が使用する一定規模以上の施設を新築・増改築等する際に「人にやさしいまちづくり条例」で定めた基準への適合を審査しています。
 - ▶ ③「省エネ法(省エネルギーの使用の合理化に関する法律)」に基づく届出
床面積が2,000m²以上の建築物(住宅は300m²以上)を新築・増改築等する際に、建物本体、照明・空調・換気設備等の消費エネルギーが、省エネ法で定める基準値以下となっているか事前に審査しています。
 - ▶ ④「建設リサイクル法(建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律)」に基づく届出
一定規模以上の建築物や工作物を解体、新築・増築等する際に発生するコンクリートや木材等の廃棄物について、適正に再資源化等が行われているか審査しています。
- ▶ 【各種相談窓口等】
 - 上記業務のほか、下記のような相談や情報提供も行っています。
 - ▶ ①高齢者向け住宅に関する情報提供
「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者向けの賃貸住宅、または、有料老人ホームであって、基準を満たすサービスを提供する事業者は、サービス付き高齢者向け住宅について、都道府県知事の登録を受けることができます。
 - ▶ ②その他の相談
住宅リフォームや、シックハウス、アスベスト等に関する相談も受け付けています。建築に関するその他の問題も含め、お気軽にご相談ください。
(福島市内の案件は、福島市役所が対応します。)

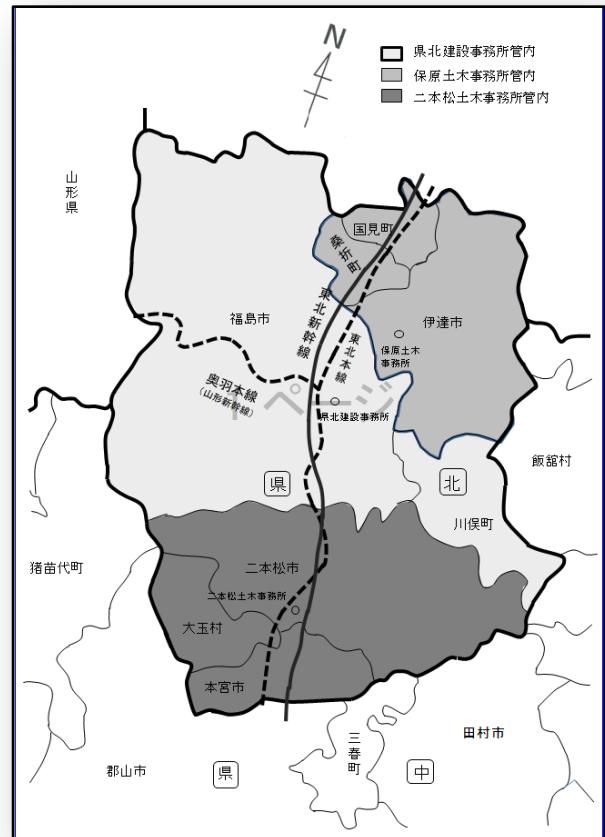
(9) 維持管理 道路・河川パトロール

●道路パトロール

- 県の管理する道路の状況や交通の状況を常に把握し、道路及び付属物の異常や不法占用等に対して適切かつ迅速な措置を講じて道路を常に良好に保つためを行っています。
- またパトロールにおいては、各月の重点項目を設定し、1班(行政職1名、運転手1名、道路補修員1名)名を2班体制とし、パトロール範囲においては各路線の交通量に応じて、週1回以上実施しています。
- 平常時の他に、異常時(大雨注意報等が発令された場合)パトロール、地震時(震度4以上の地震が発生した場合)パトロール、主要構造物(主要な構造物を定期的に点検する)パトロール、夜間(県管轄照明灯の切れがないか確認する)パトロールなども実施しています。

●河川パトロール

- 県の管理する河川を清潔かつ良好な状況に保ち、かつ正しい利用に供し、河川管理の万全を期するために行っております。
- またパトロールにおいては重点区間を設定し、県管理河川を月2回程度実施しております。(重点区間とは市街地、重要水防区域、重要構造物、不法投棄箇所、地元要望箇所の区間となります。)
- パトロールは行政職1名、運転手1名、河川巡視員1名の計3名で行っております。



(9) 維持管理 事例紹介

- ▶ [道路パトロール状況]
道路の異常を点検している様子



- ▶ [道路清掃状況]
路上清掃車による道路清掃の様子



- ▶ [除雪費]
除雪・凍結防止剤散布体制の確立
除雪(民間委託・機械貸付け)
 $L=810\text{km}$



(9) 維持管理 危機・災害対応

- 水防非常配備体制
- ①地方水防本部体制とは

一般災害、地震災害等の危機管理に対応するため、土木部の災害時配備体制の区分に従い、建設事務所・土木事務所に「地方水防本部」を設置することとしています。

- ②地方水防本部体制

水防第一配備体制	警報発令時及び震度4以上の地震発生時 6班(土木事務所は2~3班)の輪番。一班は8名程度で構成。
水防第二配備体制	警報発令中で災害の恐れがある場合及び震度5弱以上の地震発生時 所属の約半数で構成。土木事務所は県北からの応戦班あり。
水防第三配備体制	大規模災害が発生する恐れがある場合及び震度6弱以上の地震発生時 所属人数の全員を動員する完全な体制とする。

- ③各分担

区分	役割1	役割2	役割3	役割4
班指導者	現場情報の総括	緊急パトロールの総括	情報連絡班の総括	一般者等の広報対応
災害情報連絡班	現場の情報収集	維持委託業者を含む緊急パトロールの連絡指示	災害や事故等の情報収集	流総システムによる気象情報の監視や報告
観測巡回班	緊急パトロールの実施	災害や事故などの現場指揮		
土砂災害情報連絡班	土砂災害の情報収集	土砂災害警戒情報の受信や発信	土砂災害の調査や報告	
住宅情報連絡班	本庁建築総室との連絡	住家や公共建物の被害に関する情報収集	他機関からの情報収集	
情報総括班	各種情報の取りまとめ	副本部長への報告	本庁各課への報告	他機関からの情報収集

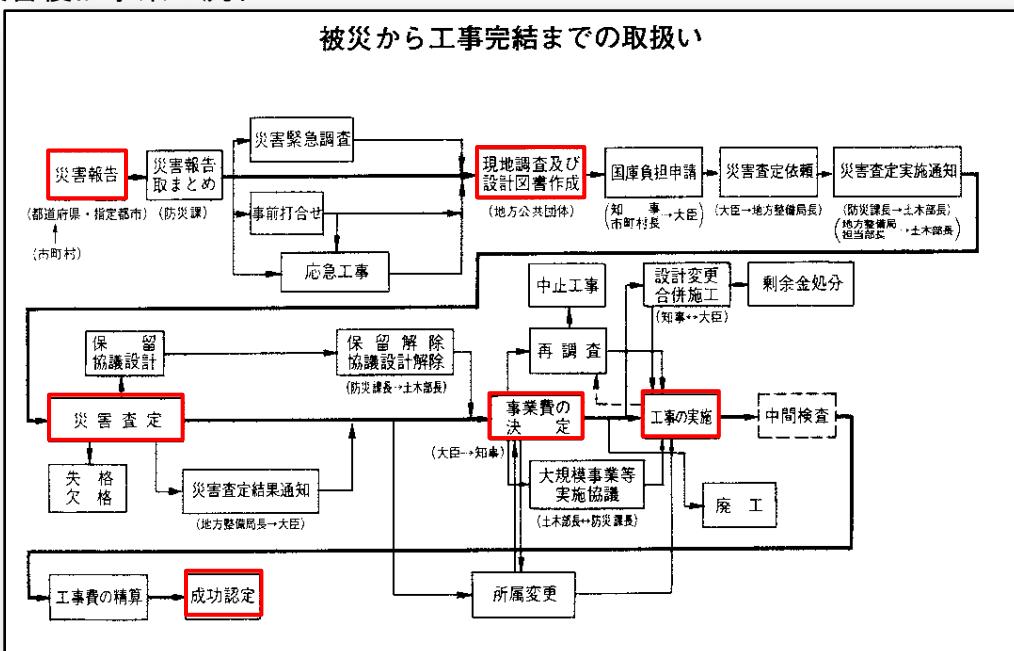
(9) 維持管理 危機・災害対応

- ▶ ●災害復旧対応
 - ▶ ①災害復旧事業の目的
自然災害により被災目的した公共土木施設を迅速・確実に復旧する事。
 - ▶ ②災害復旧事業の概要
 - ・ 災害は、地域的・時間的に極めて偏って発生
 - ・ 災害発生の地域や時期、規模の予測が困難
 - ・ 災害復旧に必要な費用は莫大かつ大きく変動

こうした特性を有する自然災害によって施設が被災し災害復旧事業を実施するにあたっては、災害復旧等の事業実施に伴う大きな費用への対応が必要となる。

これを個別の地方公共団体のみで負担することは困難または非効率であるため、国の補助制度が存在する。

- ▶ ③対象施設は
河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園 ...など
 - ▶ ④災害復旧事業の流れ



(9) 維持管理 危機・災害対応

●県北建設事務所管内被災額まとめ

東日本大震災（平成23年3月11日）

工種	管内県管理施設		管内市町村管理施設		東日本大震災 計	
	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）
河川	20	235,256			20	235,256
砂防	3	24,356			3	24,356
急傾斜	1	5,839			1	5,839
道路	190	1,514,072	207	1,469,714	397	2,983,786
橋梁	4	115,462	8	123,264	12	238,726
土木災 計	218	1,894,985	215	1,592,978	433	3,487,963
公園			12	299,450	12	299,450
下水道	2	136,224	14	2,956,228	16	3,092,452
公園			1	4,674	1	4,674
都市災 計	2	136,224	27	3,260,352	29	3,396,576
計	220	2,031,209	242	4,853,330	462	6,884,539

台風15号（平成23年9月19～22日）

工種	管内管理施設		管内市町村管理施設		台風15号 計	
	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）
河川	37	409,203			37	409,203
道路	9	58,220	15	88,555	24	146,775
計	46	467,423	15	88,555	61	555,978



総 計	
箇所数	金額（千円）
523	7,440,517



(10) 許認可 各種認可事務等

- ▶ 道路法、河川法による占用許可や、都市計画法による開発許可、建設業法に基づく建設業許可および経営事項審査、宅建業法に基づく免許登録、建築士法に基づく建築士事務所の定期報告、県営住宅の入居決定や特殊車両の通行許可などの事務を行政課で行っています。
- ▶ ①道路や河川の一部を使うような場合(道路法、河川法)
 - ▶ 車の出入り口を新しく作るため、側溝に蓋を掛けたり、縁石ブロックを撤去する場合は道路管理者の承認が必要です。また、道路を使用する場合は、警察署の使用許可と道路管理者の占用許可の両方が必要な場合があります。河川に対して自由使用の範囲を超える使用には、河川管理者の許可が必要です。
- ▶ ②「開発」という言葉をよく聞きますが、何のことですか(都市計画法)
 - ▶ 都市計画法においては、「開発行為」を行うことを言います。法律では「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。」と定められています。例えば、建築物を建築することなどを目的に、造成工事をしたり、農地から宅地へ土地の利用状況を変更するなどです。開発行為をしたい土地の都市計画区分、規模や用途などにより制限があり、許可が必要となります。
- ▶ ③建築士事務所・建築士の登録をするには(建築士法)
 - ▶ 1. 建築士事務所
 - ▶ 平成22年7月1日より、建築士事務所登録申請等に関する窓口は、指定登録機関(福島県建築士事務所協会)となりました。
 - ▶ 社団法人福島県建築士事務所協会 福島市五月町4-25 TEL 024-521-4033
 - ▶ 2. 建築士免許
 - ▶ 平成22年7月1日より、建築士登録申請等に関する窓口は、指定登録機関(福島県建築士会)となりました。
 - ▶ 社団法人福島県建築士協会 福島市中町4-20 TEL 024-523-1532
- ▶ ※「設計等の業務に関する報告書」は毎年事業年度終了後3月以内に建設事務所行政課に提出してください。
- ▶ ④県営住宅に入居するには
 - ▶ 県営住宅の入居者募集等については、特定非営利活動法人循環型社会推進センター(県北地区県営住宅管理事務所)へ委託しています。
 - ▶ 詳しくは、ホームページをご覧ください。 URL:<http://www.npo-junkan.jp/>

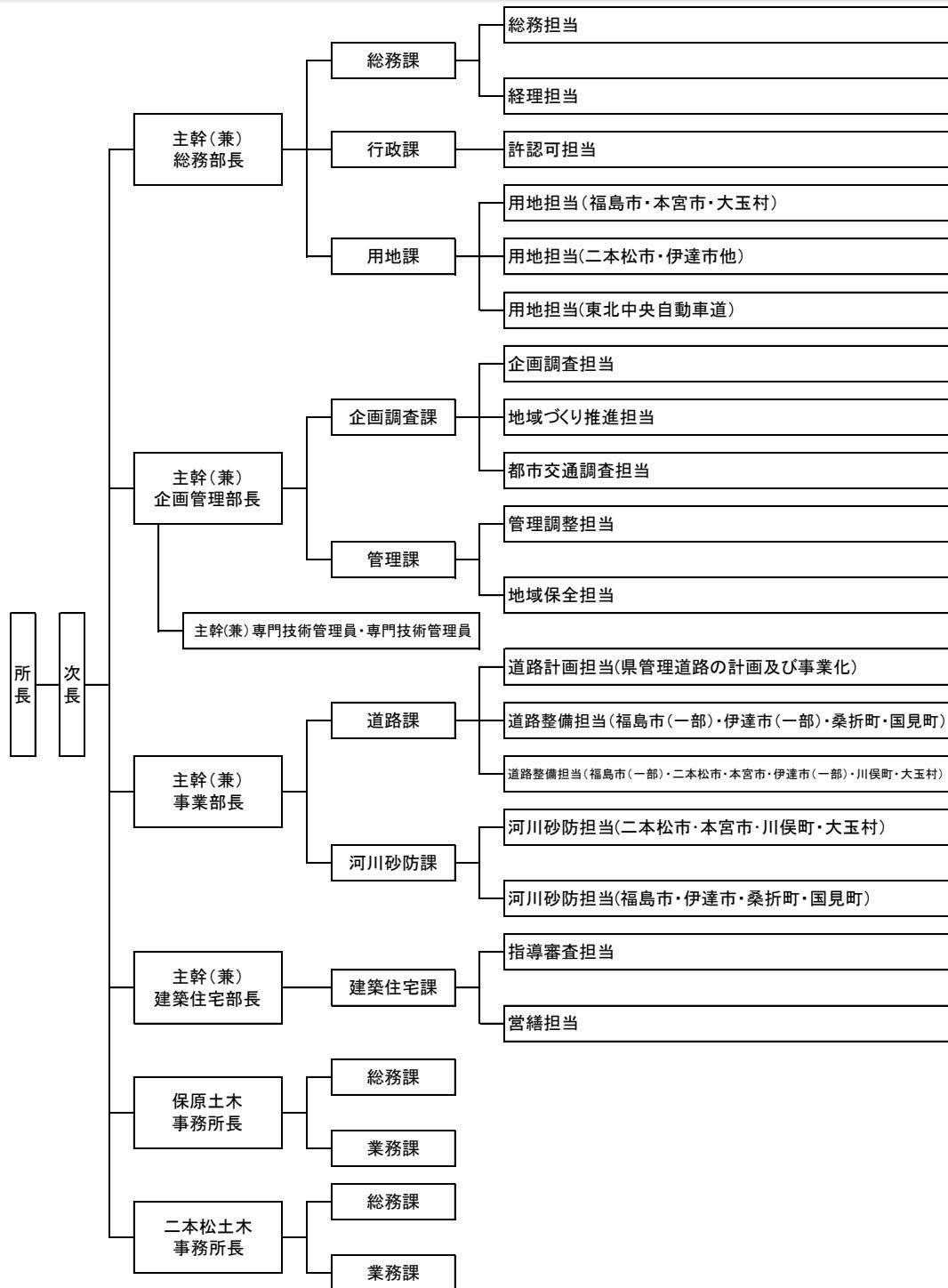
(10) 許認可

各種許認可に関する手続き

- ▶ 行政課は許認可事務の窓口です。許認可を受けるため、また、許認可を受けてから何らかの変更が生じた場合には各法律等に基づいた手続きが必要です。種々のケースがありますが、不明な点があれば気軽にご相談・お問い合わせください。
- ▶ ①道路・河川の使用、占用に関する申請
 - ▶ 道路の工事の承認、道路の占用許可や河川使用及び占用に関する申請は、内容により添付する書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。
- ▶ ②建設業許可申請及び許可の変更届
 - ▶ 一定の金額以上の建設工事を請け負う場合には、建設業の許可が必要です。許可申請に当たっては、許可の要件を満たしていかなければなりません。要件に合致している場合には、所定の書類を添えて申請していただきます。なお、申請には、手数料(福島県収入証紙)が必要となります。新規許可の場合9万円、許可の更新の場合5万円がかかります。
また、許可を受けた後に許可申請の内容に変更が生じた場合には、決められた期限内に変更届を提出する必要があります。
- ▶ ③宅建取引業者免許申請及び宅建取引主任者登録申請と変更届出
 - ▶ 1. 宅地建物取引業者免許申請
 - ▶ 新規の申請および更新を受け付けています。宅地建物取引業者免許申請書に所定の書類を添付して申請してください。なお、申請手数料(福島県収入証紙)は、33,000円です。
 - ▶ 2. 宅地建物取引主任者登録申請
 - ▶ 福島県が実施する宅地建物取引主任者資格試験合格者の宅地建物取引主任者登録を受け付けています。宅地建物取引主任者登録申請書に所定の書類を添付して申請してください。なお、申請手数料(福島県収入証紙)は、37,000円です。
※「宅地建物取引業者免許申請」「宅地建物取引主任者登録申請」とも、登録事項に変更があった場合には、変更内容に応じた変更届が必要となります。
- ▶ ④都市計画法による許可・証明書申請(福島市を除く)
 - ▶ 都市計画区域(市街化区域・市街化調整区域)及びその他の区域において、開発許可又は建築許可が必要な場合には、許可申請が必要です。(所定の様式及び添付資料等を添えて)また、市街化調整区域内等で建築確認を受ける場合、都市計画法に適合していること(開発許可不要)を証する書面の交付=都市計画法施行規則第60条による証明が必要となります。

3 行政資料

(1) 内部組織



(2)事業方針

基本目標

「人」と「自然」のハーモニー、文化息づく、いきいき未来

事業整備方針

- 観光・産業振興・物流を促進するための広域交流軸、都市部と田園地域の一体的な地域づくりを図るための地域交流軸、「いで湯回廊、桜回廊」など多くの魅力ある風土に根ざした地域資源を連携する環状広域交流軸の各軸における道路網を整備促進し、県北地域の連携軸を形成します。
- 広域交流軸の北部軸である、国道115号相馬福島道路が整備促進されるよう、関係機関への働きかけや支援を行うとともに、県北地域の魅力ある、風土に根ざした地域資源を生かす道づくりなどを進めます。
- 県民の安全・安心を確保するため、自然災害に強い施設整備を進めるとともに既存施設の維持管理を実施します。

実現に向けて

豊かな自然、温泉、歴史、文化、おいしい食べ物などの資源を生かし、人と地域の絆(きずな)を強くする基礎を築きます。

1「元気」と「きずな」が生まれる地域づくりを支援します

地域づくりを基本とした社会資本の整備を行い、交流人口の増加につなげることにより、「元気」と「きずな」が生まれる地域を築きます。

2「安らぎ」と「ゆとり」が持てる県民生活を確保します

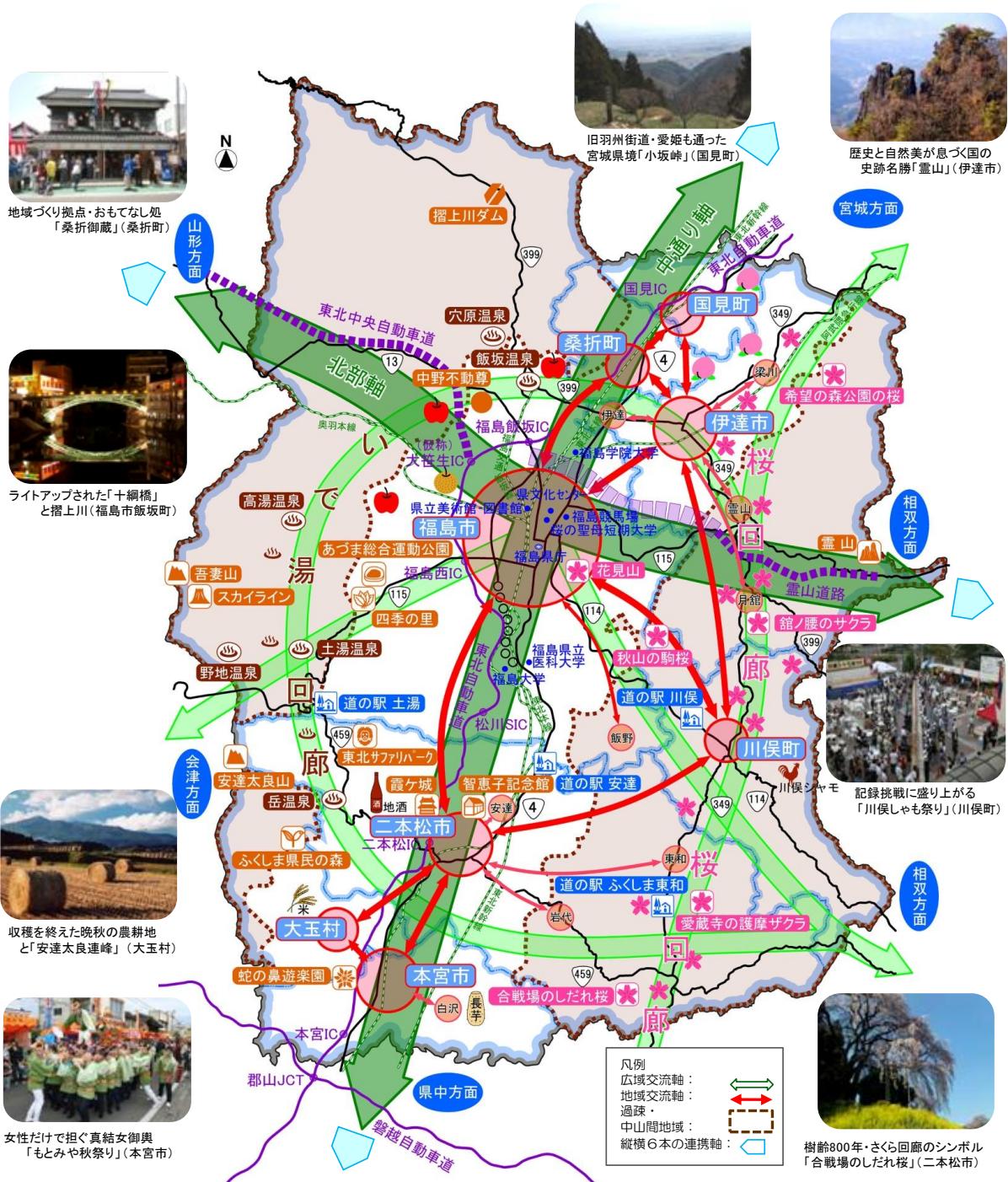
平成23年3月11日に発生した、東日本大震災による道路や河川等の県管理施設の災害被災箇所を、安全で安心して生活ができるよう早期に復旧します。

社会資本の適正な維持管理や施設の長寿命化を計画的に行い、自然災害から命と財産を守り、社会資本を健全な状態で次世代へ継承し、「安らぎ」と「ゆとり」が持てる県民生活を築きます。

3「快適」と「やさしさ」が息づく生活環境を提供します

生活に密着した社会資本の質的改善を行い、日々の暮らしや住まいの質を向上させることにより、「快適さ」と「やさしさ」が息づく生活環境を築きます。

(2)事業方針 地域の将来像

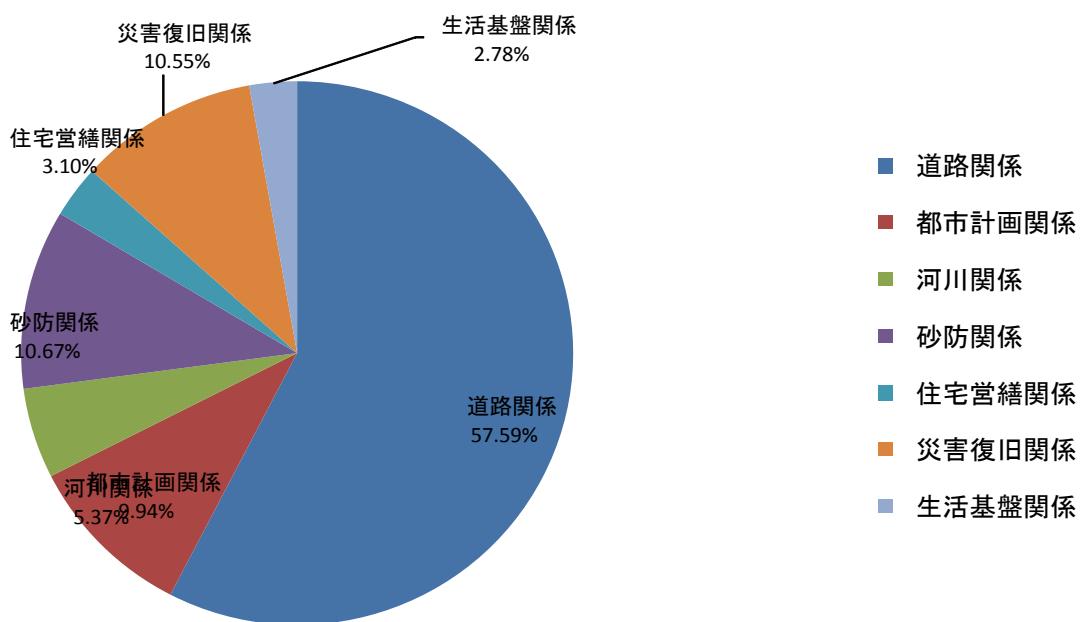


(3)予算の状況

●平成24年度県北建設事務所当初予算の内訳

(単位:百万円)

事業区分	予算額及び伸び率	平成23年度 (H23.6.1)			平成24年度 (H24.5.31)			伸び率(%)	
		計(A)	現年(B)	繰越(C)	計(D)	現年(E)	繰越(F)	(D/A)	(E/B)
道路関係	5,196	3,384	1,812	7,247	5,293	1,954	1.39	1.56	
都市計画関係	1,436	685	751	1,251	761	490	0.87	1.11	
河川関係	577	338	239	676	429	247	1.17	1.27	
砂防関係	401	184	217	1,343	205	1,138	3.35	1.11	
住宅営繕関係	131	107	24	390	379	11	2.98	3.54	
災害復旧関係	46	9	37	1,327	94	1,233	28.85	10.44	
生活基盤関係	624	220	404	350	167	183	0.56	0.76	
合計	8,411	4,927	3,484	12,584	7,328	5,256	1.50	1.49	



(4) 管内市町村の概要

○: 全域指定
△: 一部地域指定

区 市町	人口 (人) (H24.3.1)	面積 (km ²) (H24.3.1)	人口密度 (1km ² 当り) (H24.3.1)	管内道路の状況(m)(H23.4.1)					特殊立法適用区分			
				国道	県道		市町村道	計	山村 振興	豪 雪	過 疎	都 市 計 画 区 域
					主要地方道	一般県道						
福島市	286,223	767.74	372.8	85,221	89,725	115,416	2,937,343	3,227,705	△	△		△
二本松市	58,338	344.65	169.3	57,077	44,374	89,190	2,013,843	2,204,484			△	△
伊達市	64,427	265.10	243.0	62,391	45,792	81,318	1,292,315	1,481,816			△	△
本宮市	31,094	87.94	353.6	0	30,444	35,149	892,687	958,280				△
桑折町	12,529	42.97	291.6	0	2,641	14,400	300,356	317,397				△
国見町	9,912	37.90	261.5	0	8,304	15,052	233,523	256,879				△
川俣町	15,073	127.66	118.1	38,231	14,133	7,716	302,968	363,048	△		○	△
大玉村	8,610	79.46	108.4	0	6,300	30,531	329,569	366,400	△			△
合計	486,206	1,753.42	277.3	242,920	241,713	388,772	8,302,604	9,176,009				
県全体	1,978,924	13,782.75	143.6	1,506,540	1,822,779	2,299,080	32,533,836	38,162,235				
割合	24.6%	12.7%		16.1%	13.3%	16.9%	25.5%	24.0%				

注) 国道は県管理のみ(国直轄管理含まず)

(5)事務所スタンダード

～「明るく風通しの良い職場づくり」のために～ H23.06.01

”民を尊じと為し、
社稷之に次ぐ。” “今日の常識、
明日の常識に非ず。”

“県北建設事務所 行動規準”

外部行動規準～県民への約束～

- ① 私たちは、笑顔で挨拶、
さわやかな応対をします。
- ② 私たちは、
丁寧でわかりやすい説明、
積極的な広報をします。
- ③ 私たちは、苦情・要望には
感謝の気持ちで現場面談、
迅速に対応します。
- ④ 私たちは、
みなさまの声を大切にし、
「いっしょ」に考えます。
- ⑤ 私たちは、「ありがとう」と
言われる仕事をします。
- ⑥ 私たちは、
「こころをひとつに一歩ずつ！」
震災復興に向けて
取り組んでまいります。

内部行動規準～職場コミュニティ～

- ① 整理・整頓で「さわやか」な
職場環境をつくりましょう。
- ② 朝一番、明るく元気に
「あいさつ」しましましょう。
- ③ 慣例にとらわれず、
「改善」に努めましょう。
- ④ 打合せは、目的を理解し、
「短時間」に済ませましょう。
- ⑤ 「きずな」を深め、
情報を共有し、協力しましょう。
- ⑥ 速やかな「報・連・相」で
円滑に仕事をしましょう。

(6)その他

●県北建設事務所【仮移転中】

〒960-8043

福島市中町7番17号

ふくしま中町会館

【7階】

- ・総務課
- ・行政課
- ・用地課
- ・管理課
- ・道路課
- ・河川砂防課

【5階】

- ・企画調査課
- ・管理課災害派遣チーム

TEL 024-522-2116

FAX 024-522-2126

E-mail kenpoku.ken@pref.fukushima.lg.jp



●県北建設事務所【分室】

〒960-8041

福島市大町7番25番

アクティ大町

【6階】

- ・建築住宅課

TEL 024-521-9358

FAX 024-521-9356



(6)その他

●保原土木事務所

〒960-0634

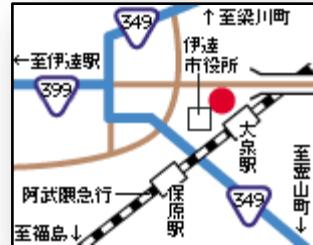
伊達市保原町大泉字大地内124番

保原合同庁舎2階

TEL 024-575-2151

FAX 024-574-2019

E-mail hobara.doboku@pref.fukushima.lg.jp



●二本松土木事務所

〒964-0915

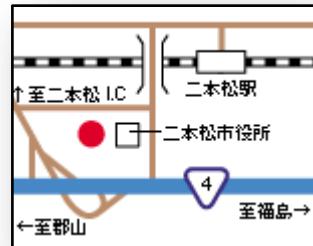
二本松市金色424番地の1

二本松合同庁舎2階

TEL 0243-22-1151

FAX 0243-62-2019

E-mail nihonmatsu.doboku@pref.fukushima.lg.jp



●幹線道路の異常を発見したら

道路緊急ダイヤル#9910へ(24時間受付)

※ダイヤル式電話ではご利用になれません

●緊急通報以外の道路相談は

「道の相談室」0120-106-497へ(24時間受付)

E-mail : michiq-a@thr.mlit.go.jp



▶ 福島県県北建設事務所

県北建設事務所

検 索

